

国 税 質 問 検 査 章 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

(質問検査章の書式)

第二条 省 略

25 省 略

6 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の十四並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第四十一条の第二十項及び第四十一条の第三十項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

(質問検査章の書式)

第二条 同 上

25 同 上

6 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の十及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第四十一条の第二十項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。